

保育園マイクロバス売却に係る一般競争入札

入札説明書

入札参加申請書の受付期間

令和3年4月23日（金）午後5時まで（郵送等・持参ともに必着）

※ この入札に参加するには、事前の参加申込みが必要です。

入札参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を十分把握したうえでご参加ください。

中間市保健福祉部こども未来課

〒809-8501

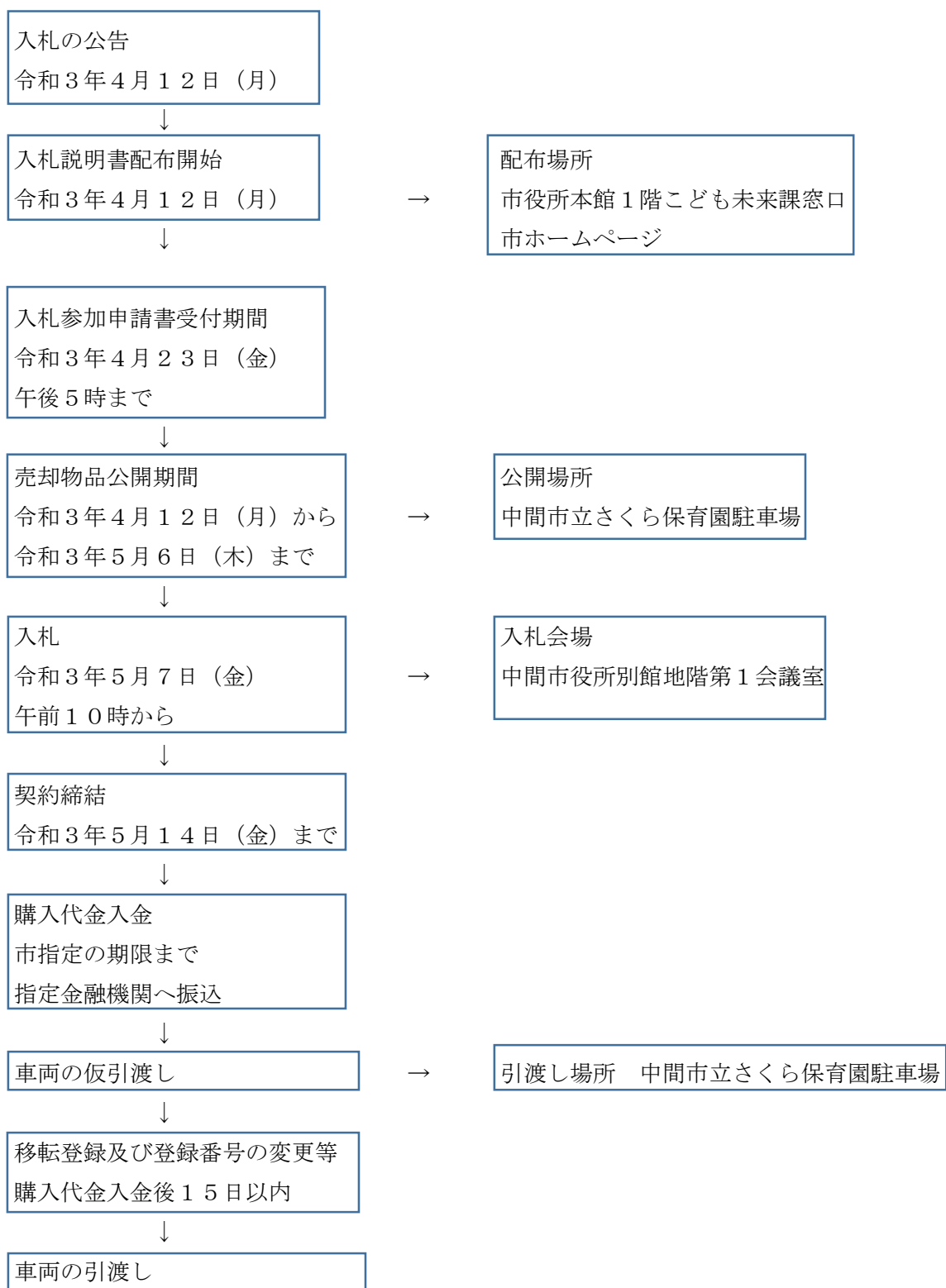
福岡県中間市中間一丁目1番1号

TEL (093) 246-6248

入札説明書（保育園マイクロバス）配布一覧表

- 1 一般競争入札（保育園マイクロバス）の手続きの流れ
- 2 入札説明書
- 3 仕様書
- 4 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- 5 委任状（様式第2号）
- 6 入札書（様式第3号）
- 7 移転登録完了報告書（様式第4号）
- 8 物品受領書（様式第5号）
- 9 記名消去等作業完了報告書（様式第6号）
- 10 物品売買契約書

一般競争入札（保育園マイクロバス）の手続きの流れ



入札説明書

保育園マイクロバスの売却に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び中間市契約事務規則（平成19年中間市規則第19号）で定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札の場所及び日時等

入札に係る日程は、入札公告記載のとおりとします。

2 予定価格（最低売却価格）

次の金額が最低売却価格ですので、この金額以上の金額で入札に参加してください。

最低売却価格未満での入札は、失格とします。また、入札回数は、1回とします。

予定価格＝400,000円（消費税及び地方消費税を除く）

3 売却物品の公開

次のとおり公開しますので、物品の確認をしてください。

(1) 日時：令和3年4月12日（月）～令和3年5月6日（木）

午前9時から午後3時まで（土・日・祝日を除く）

(2) 場所：中間市立さくら保育園駐車場（中間市岩瀬岩瀬一丁目7番14号）

※確認をしなくても入札には参加できますが、物品に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

※確認の際には、その予定日時を事前に中間市こども未来課までご連絡ください。

（TEL 093-246-6248）

4 入札参加資格

(1) 中間市に住民基本台帳登録されている個人又は中間市に事業所を有する法人であること。

(2) 公告の日から落札者決定日現在において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 入札参加申請締切日現在において、中間市税の滞納がないこと。

5 入札参加申請

入札参加を希望する者は、以下の書類を、令和3年4月23日（金）午後5時までに中間市こども未来課に提出してください。

(1) 一般競争入札参加申請書（様式第1号）

(2) 個人の場合は住所、法人の場合は事業所の所在地が確認できる書類

（個人：運転免許証・健康保険証の写し、法人：登記事項証明書の写し等）

※中間市競争入札参加資格登録をされている場合は、必要ありません。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を締結しなかったときは、入札金額の100分の10

に相当する金額を違約金として徴収します。

(2) 契約保証金

免除します。

7 入札に関すること

(1) 入札に必要なもの

①入札書（様式第3号）

ア 入札書は、当市指定のものを必ず使用してください。

イ 金額の記入は、算用数字（0、1、2、3、・・・9）を使用してください。

ウ 契約決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、「消費税及び地方消費税」に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。（税抜き金額を入札金額としてください。）

エ 入札書の内容の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。

オ 金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。

②封筒（※別紙「入札に使用する封筒についての留意点」参照）

ア 縦書き、横書き、縦封筒、横封筒は問いません。

イ 封筒には、中間市長名、「入札書」の表記、入札日付及び商号又は名称（個人の場合は氏名）を記入してください。

ウ 封筒の封印は、入札書に押印した代表者印で押印してください。

③委任状（様式第2号）（本人以外の方が入札に参加する場合のみ）

④印鑑

(2) 入札の方法

入札は、入札書を封入した封筒を入札箱の中に投函して行います。いったん投函した入札書は、その理由の如何に関わらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

(3) 代理人による入札

申請者（本人）以外の方（代理人）が入札に参加する場合、代理人は、入札日当日に本人からの委任状（様式第2号）を提出してください。

なお、委任状については、本人及び代理人がそれぞれ記入し、押印してください。本人以外の方は、全て代理人となります。

(4) 入札の無効

①入札参加申込みのない者の入札

②入札参加資格のない者の入札

- ③入札書の記載事項等に不備がある入札
- ④入札金額を訂正した入札
- ⑤委任状のない代理入札
- ⑥入札に際して不正の行為があったと認められる入札

8 開札及び落札者の決定の方法

- (1) 開札は、入札後直ちに入札参加者の立会いのもとで行います。
- (2) 入札者又はその代理人（以下、「入札参加者」という。）は、開札時刻後において、入札会場に入場することはできません。
- (3) 入札の結果、予定価格（最低売却価格：400,000円、税抜き）以上で最高の価格をもって応札された方を落札者とします。
- (4) 同じ価格の応札者が2者以上あった場合は、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定します。

9 契約の締結

落札者は、令和3年5月14日（金）までに契約を締結してください。

契約条項は、別紙「物品売買契約書」によります。

10 購入代金の納入

購入代金は、契約締結後に交付する納付書をもって、市が指定する期日までに、指定する金融機関に現金で全額一括納入しなければなりません。

11 所有権移転及び車両引渡し

- (1) 当該車両の所有権は、購入代金を納入したときに落札者に移転します。
- (2) 危険負担は当該車両引渡し後、落札者に移転します。
- (3) 中間市は、落札者が購入代金を納入した後、当該車両に係る譲渡証明書等の所有権の移転登録に必要な書類を落札者に交付します。
- (4) 落札者は、当該車両に係る所有権の移転登録を道路運送車両法第13条に基づき申請しなければなりません。なお、移転登録に要する経費は、落札者負担とします。
- (5) 落札者は、移転登録後、直ちに中間市こども未来課に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを添えて、移転登録完了報告書（様式第4号）で報告してください。
- (6) 当該車両の引渡しは、上記（5）の報告があった後、速やかに行うものとし、受領後は速やかに物品受領書（様式第5号）を中間市長へ提出してください。
- (7) 落札者は、当該車両を受領後速やかに「中間市」などの中間市が指定する表示をすべて消去し、記名消去作業等完了報告書（様式第6号）に、作業前、作業後の写真を添えて中間市長へ提出しなければなりません。なお、これらに要する経費は、落札者負担とします。

12 質疑応答

(1) 質疑受付期間

令和3年4月12日（月）から令和3年5月6日（木）まで

(下記(2)まで直接又は電話による。)

(2) 質疑受付場所

中間市保健福祉部こども未来課 (TEL : 093-246-6248)

1.3 その他

(1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させずに、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(2) 入札後において、契約条件及び契約条項等の内容についての不明を理由とした異議申し立てはできません。

1.4 問い合わせ先

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

中間市保健福祉部こども未来課

TEL 093-246-6248 FAX 093-244-0579

保育園マイクロバス仕様書

車両部分の規格等

登録番号	北九州 200 は 169
初度登録年月	平成21年5月
自動車の種別	普通
用途	乗合
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	キャブオーバ
車名	日野
乗車定員	3 + 49 / 1.5人
車両重量／車両総重量	3,380kg / 5,341kg
車台番号	XZB50-0003808
長さ／幅／高さ	699cm / 203cm / 258cm
型式	BDG-XZB50M
原動機の型式	N04C
総排気量	4.00L
トランスミッション	AT
駆動方式	2WD
燃料の種類	軽油
車検有効期限	令和3年5月27日
走行距離数	137,140km
リサイクル券	預託あり（車両と併せて引渡し）
特記事項	ナビあり





様式第1号

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

中間市長 福田 浩 様

申請者住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和3年4月12日付けで公告のありました保育園マイクロバス売却に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、この申請書のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、万一、不当又は不備により、事務執行に支障を生じ迷惑を及ぼした場合は、直ちに指示に従い、一切の責任をとることはもちろん、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者に該当していないことを誓約します。

また、中間市税の滞納の有無等について、調査されることを承諾します。

様式第2号

委任状

令和 年 月 日

中間市長 福田 浩 様

申請者住所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

令和3年4月12日付けで公告のありました保育園マイクロバス売却に係る一般競争入札の入札にあたり、下記の者を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

委任者 住所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

受任者 住所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

様式第3号

入札書

令和 年 月 日

中間市長 福田 浩 様

入札者

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

代理人氏名

印

保育園マイクロバス売却に係る一般競争入札の執行について、入札説明書、契約条項及び中間市契約事務規則（平成19年中間市規則第19号）その他関係諸法令を守り、次のとおり入札いたします。

記

物品名	保育園マイクロバス								
入札 金額		百万	十万	万	千	百	十	一	円

(注意)

- ・入札金額は、税抜き額を記載すること。
- ・金額の前に 円 を記入すること。

様式第4号

移転登録完了報告書

令和 年 月 日

中間市長 福田 浩 様

申請者住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで売買契約を締結した保育園マイクロバスについて、移転登録を完了しましたので、関係書類を添付のうえ報告します。

様式第5号

物品受領書

令和 年 月 日

中間市長 福田 浩 様

申請者住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで売買契約を締結した保育園マイクロバスを受領しました。

様式第6号

記名消去等作業完了報告書

令和 年 月 日

中間市長 福田 浩 様

申請者住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで売買契約を締結した保育園マイクロバスの記名消去等の作業が完了しましたので、写真を添付のうえ報告します。

物品売買契約書

物品名	保育園マイクロバス
数量	1台
車名・型式	日野・BDG-XZB50M
登録番号・管理番号	北九州 200 は 169
契約金額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	免除
その他特記事項	なし

上記の件について、中間市（以下「売出人」という。）と（以下「買受人」という。）の間において、物品売買契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 住所 中間市中間一丁目1番1号
商号又は名称 福岡県中間市
代表者職・氏名 市長 福田 浩

買受人 住所
商号又は名称
代表者職・氏名

(総則)

第1条 売払人及び買受人は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

(契約金額の支払い)

第2条 買受人は、契約金額を、売払人の指定する期日までに、売払人の発行する納入通知書により、納入するものとする。

2 売払人は、買受人が前項の期日までに契約金額を納入しない場合、遅延日数1日につき契約金額の年2.5パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収するものとする。

(所有権の移転等)

第3条 売払人は、買受人が契約金額を納入したときに、譲渡証明書、委任状、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証を買受人に渡し、買受人は所有権の移転登録及び登録番号の変更を、契約金額納入の日から15日以内にするものとする。

2 前項の費用は、買受人が負担するものとする。

(物品の引渡し)

第4条 売払人は、移転登録完了を確認したときは、速やかに物品を買受人に引き渡すものとする。

2 買受人は、物品の引渡しを受けたときに、売払人に物品受領書を提出するものとする。

3 引渡し後、車体に表示してある中間市などの表示文字につき、あらかじめ売払人が指示したものについては、買受人によって速やかに抹消し、抹消したことを証明する書類を遅延なく売払人に提出すること。

4 前項の費用は、買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第6条 売払人は、物品の引渡し後は、その物品の品質その他に関して一切の担保責任を負わないものとする。

(契約の解除等)

第7条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延したとき。

(3) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと売払人が認めたとき。

2 前項の場合において、買受人に損害を与えることがあっても、売払人はその損害の賠償の責めを負わない。

(中間市契約事務規則の準用)

第8条 この契約に定めるもののほか、買受人は、この契約の履行に関し、中間市契約事務規則(平成19年中間市規則第19号)を守らなければならない。

(契約外の事項)

第9条 この契約及び中間市契約事務規則に定めのない事項については、売払人と買受人と

が協議して定めるものとする。